

資料①

福祉事務所（福祉五法）における有資格者の配置 及び資格取得支援について（社会福祉主事）

生活福祉部地域福祉課

1 趣旨（概要）

福祉五法分野における有資格者の配置及び有資格者数増加に向けて、社会福祉主事資格認定通信課程の受講支援について説明する

2 目的

社会福祉法第15条第6項の規定により、福祉事務所の「現業を行う所員」及び「指導監督を行う所員」は社会福祉主事でなければならないとされており、五法各分野におけるバランスの良い有資格者の配置と、必要に応じた職員への社会福祉主事任用資格取得（通信課程受講）の勧奨及び支援について依頼する

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年3月中旬	事務連絡 発出
	受講案内・申込書 各区へ送付
令和8年4月23日【必着】	受講申込希望者 報告期限
令和8年6月1日	通信課程
令和9年3月	通信課程 受講修了

(案)

令和8年3月 日

各区福祉業務主管課長 様
各区生活保護業務主管課長 様

福祉局生活福祉部福祉業務支援調整担当課長
福祉局生活福祉部保護課長

令和8年度 社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）の受講について（照会）

標題について、社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院より受講希望者の取りまとめの依頼がありましたので、関係職員へ周知していただき、次のとおり受講希望者に係る必要書類の提出をお願いいたします。

なお、社会福祉法第15条第6項により、福祉事務所にて「現業を行う所員」及び「指導監督を行う所員」は、社会福祉主事でなければならないとされておりますので、当該業務に従事する職員については、本通信課程の積極的な受講の推奨をお願いいたします。

記

1 提出書類等

(1) 提出書類

- ・別紙1「令和8年度 社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）受講希望者一覧」
- ・「受講申込書」

※申込者は所属長である保健福祉センター所長です。

※受講案内（冊子）については、別途逕送にて各課あて送付します。

（内容は、本メールに添付しているPDFのものと同じです。）

(2) 提出方法・提出期限

（提出期限）**令和8年4月23日（木）必着**

※受講案内に記載の日にちと異なりますが、通信課程を開講している中央福祉学院と調整済です

（提出方法）「受講希望者一覧」はメール、「受講申込書」は逕送にて提出

（提出先）福祉業務主管課は地域福祉課 和田あて提出

生活保護業務主管課は保護課 谷本あて提出

2 留意事項

- （1）本市公費で通信課程を受講する職員（以下「公費負担対象者」という。）は、各区保健福祉センター職員のうち、社会福祉行政及び社会福祉事業に従事する職員とします。

※次の職員は除きますのでご注意ください。

- ・任期付職員
- ・会計年度任用職員
- ・臨時職員（いわゆるアルバイト）
- ・再任用職員（任期1年以下）

※受講料及び出張旅費を公費で負担する場合、受講料は福祉局において直接執行し、出張旅費は福祉局より各区あて予算配付を行います。

- (2) 受講案内に記載の受講申込書の記入方法・記入例をよく読み、提出前に記入漏れ等がないかご確認ください。例年、公印（保健福祉センター所長印）の捺印やメールアドレス等必須項目が漏れていることが見受けられますので、特にご注意ください。
- (3) 会計年度任用職員等が自費により本通信課程の受講を希望する場合も、期限までに提出があったものについて取りまとめて申込みを行います。
- (4) 提出後に、やむを得ず申込者の追加、取消等の変更が生じた場合は、**速やかに**別紙2「令和8年度 社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）受講希望者一覧【変更用】」にてご連絡ください。

※原則として届いた教材を使用した場合や、受講開始後の取消はできません。

- (5) 本通信課程を修了した公費負担対象者の総務事務システムへの登録については、福祉局において一括して行う予定です。（令和9年10月頃登録予定）

【問合せ先・提出先】

（福祉業務主管課職員の申込み、予算、その他に関すること）

福祉局生活福祉部地域福祉課 和田

電話番号：06-6208-7952 メール：fa0019@city.osaka.lg.jp

（生活保護業務主管課職員の申込み等に関すること）

福祉局生活福祉部保護課 谷本

電話番号：06-6208-8017 メール：fa0021@city.osaka.lg.jp

令和 8 年度 社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）受講希望者一覧

区担当者氏名	
電話番号	

番号	勤務先名称	主管課	職員番号	氏名	補職等	公費負担対象者と自費の別	備考
例)	〇〇区保健福祉センター	福祉業務主管課	i0000000	淀屋橋 太郎	係員	公費負担対象者	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

令和 8 年度 社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）受講希望者一覧【変更用】

区担当者氏名	
電 話 番 号	

番号	勤務先名称	主 管 課	職員番号	氏名	補職等	公費負担対象者と自費の別	変更内容
例)	〇〇区保健福祉センター	福祉業務主管課	i0000000	淀屋橋 太郎	係員	公費負担対象者	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

●令和8年度社会福祉主事任用資格通信課程 受講 スケジュール (予定)

	令和7年度	令和8年度											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
局	<ul style="list-style-type: none"> ■事務連絡発出 ■受講案内 区送付 	<ul style="list-style-type: none"> ■区受講申込 集約 	<ul style="list-style-type: none"> ■受講料支払 (福祉局において一括支払) 	<ul style="list-style-type: none"> ■スクーリング経費 照会 				<ul style="list-style-type: none"> ■スクーリング経費 予算配付 					
区	<ul style="list-style-type: none"> ■受講勧奨・申込書集約 	<ul style="list-style-type: none"> ■受講申込書 局送付 4月23日【必着】 		<ul style="list-style-type: none"> ■スクーリング経費 回答 	<ul style="list-style-type: none"> ●履修報告 ●履修報告 ●履修報告 ●履修報告 <p>(学期ごとに課題提出状況について確認し、局に報告します)</p>								
受講者	<ul style="list-style-type: none"> ■受講申込 			<ul style="list-style-type: none"> ■通信課程受講 (6月1日～1月31日) 	<ul style="list-style-type: none"> ●各学期ごとに課題提出 								<ul style="list-style-type: none"> ■修了テスト
				<ul style="list-style-type: none"> ■スクーリング (2泊3日) 7月～12月 (予定) の間の9回程度のうち、指定の1回を受講 (※) 									

(※) スクーリング日程について
勤務状況、家庭の状況等で都合がつかない場合は、「スクーリング出席回変更願」により出席回を変更していただけます。(受講案内参照)

現業事務に該当する業務一覧(福祉五法)

(令和8年3月1日現在)

現業事務(保護その他の措置に関する業務)		根拠法令
1	助産の実施	児童福祉法第22条第1項
2	母子生活支援施設における保護	児童福祉法第23条第1項、第31条第1項
3	養護老人ホームへの措置	老人福祉法第11条第1項第1号
4	やむを得ない事由による措置(高齢)	老人福祉法第10条の4、第11条第1項第2号
5	やむを得ない事由による措置(障がい)	児童福祉法第21条の6 身体障害者福祉法第18条第1項、第2項 知的障害者福祉法第15条の4、第16条第1項、第2項

社会福祉主事任用資格 取得方法について

社会福祉主事任用資格については、次のいずれかの方法により取得することができます。

法学、経済学、社会学、教育学等、他の学科を卒業している場合でも、次の要件を満たしている方は有資格者となりますので、取得状況の確認にご活用ください。

取得方法①

**大学等において、社会福祉に関する科目を
3科目以上修めて卒業**

取得方法②

全社協中央福祉学院社会福祉主事資格認定通信課程、
または日本社会事業大学通信教育科による通信課程を修了

取得方法③

指定養成機関を修了

取得方法④

都道府県等講習会を修了

取得方法⑤

社会福祉士、精神保健福祉士等を取得

社会福祉に関する科目（平成12年～現在までの卒業生（平成12年3月31日 厚生省告示第153号）

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

※平成12年以前の卒業生の指定科目及び科目の読み替え等については、[厚生労働省HP](#)をご確認ください。

社会福祉主事

大阪市では、福祉行政で働く職員を対象に、受講料やスクーリング経費などの、**社会福祉主事資格の取得支援を実施しています**

資格取得 3つのポイント

ポイント ①

幅広い福祉分野の知識を習得！

社会福祉に関する15科目を履修できるので、どんな分野に関する業務にでもすぐに活用できます。

ポイント ②

通信課程なので自由な時間に学習！

通信講座で専用のテキストを使って受講しますので、自分のペースで、学習に取り組むことができます。

ポイント ③

受講満足度 100%

受講した職員の受講満足度は100パーセント
アンケートに回答した職員全員が本講座を「受講してよかった」と回答しています
(アンケート回答者数 68名)

受講者の声 (これまでの受講者アンケートより抜粋)

福祉制度の根拠や成り立ちを理解できました。機械的に制度を運用するだけでなく「この制度はどのような方に必要か」と考えながら業務を行うことで、支援に生かすことができている。

スクーリングの機会を通じた他都市職員との交流は貴重な経験となりました。
ケースワーカーとして業務するうえで取得すべき資格を得たことで、以前より余裕をもって支援に取り組むことができている。



受講スケジュール

1学期ごとに3～4教科の答案を提出

1学期

2学期

3学期

4学期

6月 — 8月 — 10月 — 12月 — 2月 3月

受講開始



答案提出



答案提出



答案提出



答案提出

修了テスト

—この間にスクーリング講座（神奈川県：2泊3日）に1回参加—

資格取得



受講した先輩から学ぶ

受講のポイント

- ・ 平日コツコツ 土日にまとめて 学習の仕方は人それぞれ ライフサイクルに合わせて学習
- ・ 1学期ごとの学習時間はだいたい**20時間**くらい
- ・ 2泊3日のスクーリングで**他都市職員と交流** **新たな学び**につながる

受講科目

福祉行政に役立つ幅広い分野を学習



社会福祉概論Ⅰ	社会福祉援助技術論Ⅰ	公的扶助論	障がい者福祉論
社会福祉概論Ⅱ	社会福祉援助技術論Ⅱ	地域福祉論	法学
心理学	介護概論	社会保障論	社会学
医学一般	老人福祉論	児童家庭福祉論	

先輩からのメッセージ

私自身、今後の大阪市職員としてのキャリアを考えたときに、必要な資格だと思い受講しました。業務の根拠や制度の生い立ち、策定の背景など、学んだことを実際の支援に生かすことを心掛けています。福祉の業務に携わっている職員の方は、**ぜひ受講してください。**

担当
福祉局生活福祉部地域福祉課

TEL
06-6208-7952

生活保護受給者における家計改善支援事業について

福祉局生活福祉部保護課
福祉局生活福祉部自立支援課

1 趣旨（概要）

現在生活困窮者自立支援事業（相談事業）の一環として生活困窮者向け家計改善支援事業を事業者に委託して行っている。

令和8年度より新たに生活保護受給者においても家計改善支援を行うにあたり、生活困窮者と同様に支援を行うことについて区生活困窮者自立支援事業主管課に周知を行う。

2 目的

令和6年改正法では、生活困窮者向けの家計改善支援事業について、新たに「特定被保護者」を事業の対象とし、生活困窮者と同様に支援を行うことができるとされている。大阪市においても生活困窮者向けと被保護者向けの事業の一体的な実施による事業の効率的・効果的な実施、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度をまたいだ支援対象者に対する一貫した支援の提供を行うため、令和8年度より事業を実施する。

3 事業内容

(1) 対象者

- ・生活保護受給者のうち、生活保護業務主管課が「特定被保護者」と認定した者（各区1名程度）

(2) 時期（期間）

- ・令和8年4月1日

(3) 区保健福祉課での業務

- ・生活保護業務主管課から、支援対象者の利用に関して自立相談支援事業者と連携

4 その他

3月4日生活保護主管課長会においても同様の説明を行う

生活保護受給者における家計改善支援事業について

R7までの家計改善事業

事業対象者… 生活困窮者

事業内容 … 個々の状況に応じた「家計再生プラン」に基づき以下の支援を実施する

- ・家計管理に関する支援
- ・滞納（家賃・税金・公共料金等）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ・債務整理に関する支援
- ・貸付のあっせん

形態 … 自立相談支援事業（相談支援）の一環として業務委託（24区）のうえ、主任相談支援員が家計改善支援員を兼務

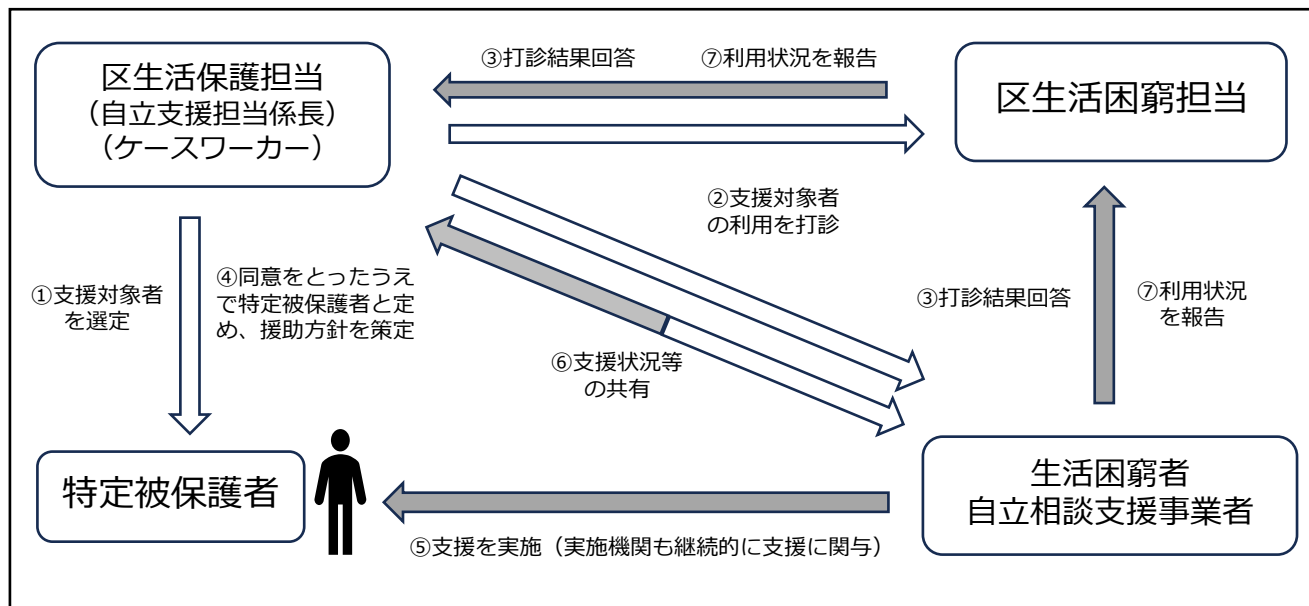
R8からの新たな取組

生活保護法第55条の11の規定により、生活保護受給者のうち**特定被保護者**※を定めることで、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業による支援が可能となったことを受け、本市においても家計改善支援事業の利用を開始する。

※**特定被保護者**とは次のいずれかに該当する者をいう

- ①被保護者の状況に照らして将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者
- ②福祉事務所が生保事業を実施していない場合において、特定被保護者対象事業の利用が必要と認める者
- ③福祉事務所が生保事業を実施している場合であって、特段の事情があり、特定被保護者対象事業の利用が必要と認める者

今回の家計改善支援事業は②に該当



生活保護受給者における家計改善支援事業について

家計改善事業の対象となる特定被保護者のイメージ

本事業の対象となる生活保護受給者は、次の（１）～（４）のいずれかの家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する者とする

- （１）光熱水費等を滞納している、もしくは滞納のおそれがある者
- （２）既に滞納している住宅家賃を抱えている者、もしくは住宅家賃が未納となるおそれがあるが、住宅扶助費代理納付の対象にならない者
- （３）年金や児童扶養手当等の受給開始にあたり、複数月単位の収入の家計管理についてサポートが必要な者
- （４）その他（１）～（３）と同等の状態にあると認められる者



支援内容

- ・家計管理に関する支援
支援対象者とともに家計表等を活用して家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図る等の出納整理を行い、家計を支援対象者自らが管理できるよう支援を行う
- ・滞納（住宅家賃・光熱水費等）の解消に向けた支援
聞き取った支援対象者の状況や家計の状況、滞納状況等を勘案し、分割納付等の可能性を検討のうえ家計収支を整えるためのアドバイス等の支援を行う。
- ・債務に関する支援
滞納の解消に向けた課題の優先順位の検討等に際し、法律相談等が必要な場合に、相談にあたっての資料の作成を行う。
※法律相談等が必要な場合は多重債務支援プログラムを利用するものとする。

CWの関わり

家計改善支援員との情報共有、支援内容の決定、支援中における協力体制など、ケースワーカーと二人三脚で支援を行います。

開始時期等

開始時期：令和8年4月1日（予定）
支援者数：各区1名程度



CW 家計改善支援員

資料③

就労継続支援B型における総量規制の導入について

障がい者施策部障がい支援課

1 趣旨（概要）

令和8年度の実施として、就労継続支援B型における総量規制を導入するにあたり、実施内容を説明する。

2 目的

大阪市全域で実施するため、各区役所に説明する必要があるため。

3 事業内容

(1) 対象者

就労継続支援B型事業所

(2) 時期（期間）

令和8年3月下旬から市ホームページ等で事業所向けに周知

4 その他（スケジュール・他の課長会での説明予定等）

- ・令和8年1月19日 市長説明
- ・令和8年2月18日 令和7年度第2回大阪市障がい者施策推進協議会障がい者計画策定・推進部会での説明
- ・令和8年3月3日 福祉・健康部会での説明
- ・令和8年3月3日 福祉業務主管課長会での説明
- ・令和8年3月24日 令和7年度第2回大阪市障がい者施策推進協議会での説明
- ・令和8年3月30日 大阪市社会福祉審議会総会での説明

就労継続支援B型における総量規制の導入について

- 総量規制は、障害者総合支援法に基づき、**障がい福祉計画に定めるサービスの必要な量に達している場合**等において、事業所の指定等をしないことができる仕組み。
- 就労継続支援B型において、**「適正な量の維持」と「サービスの質の確保」を目的**として、同法に基づく総量規制を実施する。

◆ 実施期間	新規指定分：令和8年8月1日～令和9年7月1日 (利用定員追加分：令和8年7月1日～令和9年6月1日) ※ 総量規制の解除については、単年ごとに検証				
◆ 実施区域	大阪市全域で実施				
◆ 実施理由	<ul style="list-style-type: none">本市の障がい福祉計画に定める必要な見込み量に対して、供給量が大幅に超えている状況（1.5倍超）一部の事業所では制度の趣旨に沿わない運営や生産活動が行われている等の苦情もある <table border="1"><thead><tr><th>計画の必要な見込量</th><th>供給量（R7.12定員数）</th></tr></thead><tbody><tr><td>R7：279,997日／月 R8：334,047日／月</td><td>519,087日／月 (1,079事業所)</td></tr></tbody></table>	計画の必要な見込量	供給量（R7.12定員数）	R7：279,997日／月 R8：334,047日／月	519,087日／月 (1,079事業所)
計画の必要な見込量	供給量（R7.12定員数）				
R7：279,997日／月 R8：334,047日／月	519,087日／月 (1,079事業所)				
◆ スケジュール	令和8年3月下旬から市ホームページ等で事業所向けに周知				

《参考》全国の実施率は1割程度であるが、令和7年度より、札幌市や京都市などの政令指定都市が新たに導入している状況

保健福祉事務研究協議会（保育専門部会）における 新たな担当者会議の設置について

こども青少年局幼保施策部幼保企画課

1 保健福祉事務研究協議会（保育専門部会）における新たな担当者会議の設置について

保健福祉事務研究協議会（保育専門部会）においては、以前よりポイント制（保育所入所選考基準の点数化）の導入や子ども・子育て支援新制度への移行など、保育業務の大きな変革に際してご議論いただき、適正な制度構築・運用にご協力を頂いてきたところです。令和7年度においては、国による就労証明書様式の全国統一化の方針を受け、関係要綱に定める保育利用調整基準の改正、一斉入所スケジュール等について議論をいただき、令和8年度一斉入所事務の円滑な実施にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

保育利用申請については、大阪市DX戦略の方針にもとづき、令和8年2月4日のこども・教育部会において、保育利用申請等をオンラインで対応する環境を整えるための検討を進めることについてご確認いただきました。オンライン化に伴う課題の洗い出し、事務量や執行状況への影響について早期に検証するため、区役所の保育事務に従事する係長・係員で構成する事務レベルの「(仮称)保育事務担当者会議」の設置をする旨を、こども・教育部会にてご説明し、ご承認をいただいたところです。当検討会議では、オンライン申請のみならず、関係局の協力のもと、将来的な「区役所業務の効率化」に繋がるよう検討を行いたいと考えております。

こども・教育部会にてご承認をいただきました「(仮称)保育事務担当者会議」につきましては、「保健福祉事務研究協議会(保育専門部会)」としての位置づけのもと、「オンライン申請手続等検討部門」としてオンライン化等を重点的に検討する会議体として新たに設置いたします。従来の保育専門部会と並行して開催してまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

2 令和7年度の開催予定について

(1) 開催について

令和8年3月に「保健福祉事務研究協議会運営要綱」に基づき、初回開催を行います。当該要綱につきましては、福祉局において、令和8年4月に要綱改正を予定しており、令和8年4月以降は、改正後の要綱の規定に基づき、引き続き、月1～2回会議を開催し、(2)の検討事項等について協議いただく予定です。

(2) 主な議題について（予定）

- ・他都市のオンライン化状況に関する調査結果を踏まえた検討

- ・各区における独自のオンライン手続き導入状況
- ・オンライン化等に関するロードマップ（イメージ）の具体化に向けた検討

(3) 部会員の選定について

部会長：生野区（保育専門部会部会長）

部会員：各ブロックから1～2名（保育事務経験年数等を考慮）

資料⑤

保健福祉事務研究協議会運営要綱の見直しについて

福祉局生活福祉部地域福祉課

1 趣旨（概要）

保健福祉事務研究協議会は、昭和 50 年に「保健福祉事務研究協議会運営要綱（以下、「現行要綱」という。）を定め、組織の改編に伴い必要に改正を行ってきた。

現行要綱については、平成 16 年 4 月 1 日の要綱改正が最後となっており、現行要綱に則った取扱いに基づいた運営ができていないため、協議会の廃止等、現行要綱を見直すとともに、要綱の改正を行う。

2 目的

保健福祉センターにおける事務に関する調査・研究等を行うことにより、行政サービスの水準及び職員の資質の向上を図るとともに、保健福祉センターと各局との密接な連携を図るため。

3 事業内容

時期（期間）

令和 8 年 4 月 1 日

4 その他（スケジュール・他の課長会での説明予定等）

令和 8 年 4 月 1 日 改正要綱の施行

事務研究協議会の見直しについて①

経過

- 保健福祉事務研究協議会（以下「協議会」という。）は、昭和50年に制定した「保健福祉事務研究協議会運営要綱（以下「現行要綱」という。）を定め、同要綱の規定に基づき運営している。

課題

- 協議会に設置している8つの専門部会のうち、保育専門部会以外の専門部会は長らく稼働していない。
- 保育専門部会についても、現行要綱に則った取り扱いに基づいた運営ができていない。

課題に対する方向性

- 各専門部会について、現行組織における所管となるよう整理
- 会議の運営上の負担軽減、柔軟な事務の調査研究を行える仕組みづくり

事務研究協議会の見直しについて②

今後の対応

- 1 現行要綱については、現状に即した内容とするため全体を見直す。
- 2 保健福祉センターにおける福祉局・こども青少年局にかかる事務に関し調査研究等を行うことにより、行政サービスの水準及び職員の資質の向上を図るとともに、保健福祉センターと各局との密接な連携を図ることを目的とし、新たに「福祉事務研究会議（以下「事務研究会議」という。）」を設置する。
- 3 事務研究会議は保健福祉センターの福祉業務に関する調査・研究を行うことから、「保健福祉センター福祉業務主管課長会開催要綱」に事務研究会議を規定し、同要綱について所定の改正を行う。
- 4 事務研究会議は、福祉分野の6つの会議（障がい、高齢、地域福祉、保育、児童・母子、児童手当）で構成する。
- 5 現行の保健専門部会、生活保護専門部会については、それぞれの課長会において必要性を検討する。
- 6 事務研究会議は、会長及び会員により構成する。
- 7 会長は課長会（幹事会）において選出された課長とする。
- 8 会員は次の（1）～（3）の職員をもってあてる。
 - （1）保健福祉センターの係長級以下の職員
 - （2）福祉局及びこども青少年局のうち、前条各号に掲げる会議を所管する課の課長級以下の職員
 - （3）その他、各事務研究会議の会長が指名する職員

(案)

保健福祉センター福祉業務主管課長会開催要綱

(目的)

第1条 保健福祉センターの福祉業務に関する連絡調整を行うため、保健福祉センター福祉業務主管課長会（以下「課長会」という。）を開催し、もって保健福祉センターの円滑な運営に資することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 課長会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保健福祉センターの福祉業務に関すること（ただし、生活保護にかかる業務を除く。）。
- (2) その他、保健福祉センターにおいて連携が必要な案件に関すること。

(組織)

第3条 課長会は、保健福祉センターの福祉業務を主管する課長の職にある者（以下「福祉業務主管課長」という。）で構成する。

- 2 課長会の運営に関して協議するため幹事会を置く。幹事会を構成する幹事は、別表に掲げる各ブロックから1名ずつ選出する。
- 3 幹事の互選により幹事長及び副幹事長を定める。
- 4 幹事長は、課長会の事務を総理し、課長会を代表する。
- 5 副幹事長は、幹事を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときにはその職務を代理する。

(会議)

第4条 課長会は、幹事長が招集する。

- 2 幹事長は、原則として月1回定例課長会を開催し、また必要に応じて、臨時課長会を開催するものとする。
- 3 福祉業務主管課長は、会議に出席できないときは、当該福祉業務主管課長を代理する課長代理を会議に代理出席させるものとする。
- 4 課長会は、福祉業務主管課長以外の本市職員の傍聴を可能とする。
- 5 前項の規定に関わらず、課長会へ案件を提出する所管課長は、事案の内容により、福祉業務主管課長及び指定する職員以外の本市職員の傍聴を不可としたい場合は、その旨を案件の提出の際に福祉局生活福祉部地域福祉課へ申し出るものとする。
- 6 前2項の規定に関わらず、幹事長は、議事の進行上支障があると認めた場合は、福祉業務主管課長以外の本市職員の傍聴を拒むことができる。
- 7 福祉業務に係る課長等は、幹事長に臨時課長会の開催を求めることができる。
- 8 幹事長は、課長会において必要があると認めるときは、福祉業務主管課長以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務研究会議)

第5条 課長会は、保健福祉センターにおける事務に関する調査・研究等を行うことにより、行政サービスの水準及び職員の資質の向上を図るとともに、保健福祉センターと各局との密接な連携を図る必要があると判断する場合は、次の各号に掲げる福祉事務研究会議（以下「事務研究会議」と総称する。）を開催することができる。

- (1) 障がい者施策事務研究会議
- (2) 高齢者施策事務研究会議

- (3) 地域福祉事務研究会議
- (4) 保育事務研究会議
- (5) 児童・母子事務研究会議
- (6) 児童手当事務研究会議

2 前項の事務研究会議の開催に関する事項については、別に定める。

(庶務)

第6条 課長会の庶務は、福祉局生活福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、課長会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月26日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

ブロック	区
北	北区、都島区、福島区、淀川区及び東淀川区
西	港区、此花区、西淀川区及び大正区
中央	中央区、西区、天王寺区及び浪速区
東	東成区、生野区、旭区、城東区及び鶴見区
南	阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区及び西成区

(案)

福祉事務研究会議開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保健福祉センター福祉業務主管課長会（以下「課長会」という。）開催要綱第5条第2項の規定に基づき、事務研究会議の開催について必要な事項を定めることを目的とする。

(所管事項)

第2条 事務研究会議は、次の各号に掲げる事項について調査・研究等を行う。

- (1) 障がい者施策事務研究会議 障がい者施策に関する事項
- (2) 高齢者施策事務研究会議 高齢者施策に関する事項
- (3) 地域福祉事務研究会議 地域福祉に関する事項
- (4) 保育事務研究会議 保育に関する事項
- (5) 児童・母子事務研究会議 児童及び母子に関する事項
- (6) 児童手当事務研究会議 児童手当に関する事項

(組織)

第3条 各事務研究会議は、会長及び会員により構成する。

2 会長は、次の各号に掲げる者をもってあてる。

- (1) 前条第1号から第3号まで 幹事会の幹事から互選した者を1名ずつ
- (2) 前条第4号から第6号まで 幹事会で選出した幹事区の保健福祉センターの子育て支援業務を主管する課長を1名ずつ

3 会長は、各事務研究会議を代表し会務を総轄する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職務を代理する。

5 会員は次の各号に掲げる者をもってあてる。

- (1) 保健福祉センターの係長級以下の職員
- (2) 福祉局及び子ども青少年局のうち、前条各号に掲げる事務研究会議を所管する課の課長級以下の職員
- (3) その他、各事務研究会議の会長が指名する職員

6 会長は、必要があると認められるときは、事務研究会議に会員以外の者の出席を求めることができる。

(事務研究会の開催)

第4条 事務研究会議は、会長から課長会へ開催について報告を行い、課長会での承認を得たうえで開催し、会議開催後は調査・審議した内容について課長会に報告しなければならない。

2 その他、事務研究会議の開催・運営に関し、この要綱に定めのない事項については、会長が定めることとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

【現行要綱】

保健福祉センター福祉業務主管課長会開催要綱

(目的)

第1条 保健福祉センターの福祉業務に関する連絡調整を行うため、保健福祉センター福祉業務主管課長会（以下「課長会」という。）を開催し、もって保健福祉センターの円滑な運営に資することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 課長会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保健福祉センターの福祉業務に関すること（ただし、生活保護にかかる業務を除く。）。
- (2) その他、保健福祉センターにおいて連携が必要な案件に関すること。

(組織)

第3条 課長会は、保健福祉センターの福祉業務を主管する課長の職にある者（以下「福祉業務主管課長」という。）で構成する。

- 2 課長会の運営に関して協議するため幹事会を置く。幹事会を構成する幹事は、東・西・南・北・中央の各ブロックから1名ずつ選出する。
- 3 幹事の互選により幹事長及び副幹事長を定める。
- 4 幹事長は、課長会の事務を総理し、課長会を代表する。
- 5 副幹事長は、幹事を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときにはその職務を代理する。

(会議)

第4条 課長会は、幹事長が招集する。

- 2 幹事長は、原則として月1回定例課長会を開催し、また必要に応じて、臨時課長会を開催するものとする。
- 3 福祉業務主管課長は、会議に出席できないときは、当該福祉業務主管課長を代理する課長代理を会議に代理出席させるものとする。
- 4 課長会は、福祉業務主管課長以外の本市職員の傍聴を可能とする。
- 5 前項の規定に関わらず、課長会へ案件を提出する所管課長は、事案の内容により、福祉業務主管課長及び指定する職員以外の本市職員の傍聴を不可としたい場合は、その旨を案件の提出の際に福祉局生活福祉部地域福祉課へ申し出るものとする。
- 6 第4項及び前項の規定に関わらず、幹事長は、議事の進行上支障があると認めた場合は、福祉業務主管課長以外の本市職員の傍聴を拒むことができる。
- 7 福祉業務に関係する課長等は、幹事長に臨時課長会の開催を求めることができる。
- 8 幹事長は、課長会において必要があると認めるときは、福祉業務主管課長以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 課長会の庶務は、福祉局生活福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、課長会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月26日から施行する。

保健福祉事務研究協議会運営要綱

(目的)

第1条 この協議会は、保健福祉センターの事務及びその運営のあり方について研究協議することにより、保健福祉センターと健康福祉局との密接な連携を図り、もって保健福祉センターの円滑な運営に資することを目的とする。

(構成)

第2条 この協議会は、会長、副会長、委員及び専門委員をもって構成する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総轄する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。

4 会長及び副会長は、支援運営課長会幹事会並びに地域保健福祉課長会幹事会の合意により、支援運営課長会幹事長又は地域保健福祉課長会幹事長をもってあて、委員は、支援運営課長会幹事、地域保健福祉課長会幹事、健康福祉局生活福祉部地域福祉課長及び健康推進部健康政策課長をもってあてる。

5 専門委員は8名とし、支援運営課長会及び地域保健福祉課長会において選任された課長をもってあてる。なお、会長、副会長又は委員が、自らこれにあたることを妨げないものとする。

(専門部会)

第3条 この協議会に次の専門部会を置く。ただし、必要がある場合においては、別に専門部会を置くことができる。

(1) 生活保護専門部会

(2) 児童・母子専門部会

(3) 保育専門部会

(4) 児童手当専門部会

(5) 障害者専門部会

(6) 高齢者支援専門部会

(7) 保健専門部会

(8) 総合相談専門部会

第4条 専門部会にそれぞれ部会長及び部会員を置く。ただし、必要がある場合においては、副部会長を置くことができる。

2 部会長は専門委員をもってあて、専門部会の担当は、会長が定めるものとする。なお、副部会長は、課長級をもってあてる。

3 部会員は次の者をもってあてる。

(1) 支援運営課、生活支援課及び地域保健福祉課の係長級以下の職員

(2) 健康福祉局各主管課長・係長以下の職員

- 4 支援運営課、生活支援課及び地域保健福祉課の係長以下の職員である部会員は支援運営課長、生活支援課長又は地域保健福祉課長が推薦した者の中から支援運営課長会幹事会又は地域保健福祉課長会幹事会において選任する。

第5条 専門部会は協議会の付託した事項について審議し、又は協議会に意見を具申するものとする。なお、必要があるときは、部会員以外の事務担当者の意見を聞くことができる。

第6条 専門部会の会議は部会長が招集し、これを主宰する。

(任期)

第7条 会長、副会長、委員、専門委員及び部会員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(事務局)

第8条 この協議会の事務局は、健康福祉局生活福祉部地域福祉課に置く。

(附則)

この要綱は、昭和50年11月25日から施行する。

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。